

令和元年 9月11日から

令和元年 9月11日まで

標 茶 町 議 会

議案第53号・議案第54号

審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

議案第53号・議案第54号審査特別委員会記録目次

第1号(9月11日)

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第53号 令和元年度標茶町一般会計補正予算	5
議案第54号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	5
総括質疑	
類 瀬 光 信 君	21
黒 沼 俊 幸 君	26
渡 邊 定 之 君	28
閉会の宣告	31

議案第53号・議案第54号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

令和元年9月11日（水曜日） 午前11時00分 開会

付議事件

議案第53号 令和元年度標茶町一般会計補正予算

議案第54号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

○出席委員（12名）

委員長	松下哲也君	副委員長	渡邊定之君
委員	類瀬光信君	委員	長尾式宮君
〃	熊谷善行君	〃	鈴木裕美君
〃	舘田賢治君	〃	深見迪君
〃	本多耕平君	〃	黒沼俊幸君
〃	鴻池智子君	〃	後藤勲君

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 菊地誠道君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	佐藤吉彦君
副町長	牛崎康人君
総務課長	齊藤正行君
企画財政課長	武山正浩君
税務課長	服部重典君
管理課長	村山裕次君
住民課長	伊藤順司君
保健福祉課長	石塚剛君

農 林 課 長	長 野 大 介 君
観光商工課長	多津美 悟 君
育成牧場長	常 陸 勝 敏 君
水道課長	平 間 正 通 君
建設課長	富 原 稔 君
病院事務長	浅 野 隆 生 君
やすらぎ園長	中 村 義 人 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教委管理課長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	蠣 崎 浩 一 君
社会教育課長	伊 藤 正 明 君
中央公民館長	松 本 修 君
農委事務局長	相 撲 浩 信 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長	小野寺 一 信 君

(議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから議案第53号・議案第54号審査特別委員会を開会いたします。

(午前11時38分開会)

◎委員長の互選

○議長(菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時40分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

後藤委員。

○委員(後藤 勲君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま後藤委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。

後藤委員。

○委員(後藤 勲君) 委員長には松下委員を推選しますので、よろしくお取り計らい願

います。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま後藤委員から、委員長に松下委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には松下委員が当選しました。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 42 分

再開 午前 11 時 43 分

（委員長 松下哲也君委員長席に着く）

○委員長（松下哲也君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長（松下哲也君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長（松下哲也君） ただいま後藤委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。

後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 副委員長には渡邊委員を推選しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（松下哲也君） ただいま後藤委員から、副委員長に渡邊委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には渡邊委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 0時58分

○委員長（松下哲也君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第53号及び議案第54号

○委員長（松下哲也君） 委員会に付託を受けました議案第53号、議案第54号を一括議題といたします。

議題2案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議題2案の歳入歳出予算の補正は歳入と歳出に分け、議案第53号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第53号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君） 12ページの業務委託料の循環バスの関係なのですけれども、これ前に聞きましたけれども、何月から何月までやるのかということと、その後どういうスキームでこれを決めていくのか、そのことが議論されていたら、計画があったらちょっと教えていただきたいのですが。

○委員長（松下哲也君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えいたします。

昨日、鴻池委員さんからも若干一般質問で質問していただいたのですが、その中で予算のほうで詳しくということでお答えしております。デマンド方式の循環バスとして運行したいという意向でございます。

いつからいつまでということですが、令和元年10月28日から12月21日までの48日間を一応試行運転の期間とさせていただきます。

内容につきましては、一昨年、昨年と市街地の循環バスを運行させていただきましたが、方式としては決められた時刻に決まった停留所を結ぶ定時定路線方式と申しますか、そういう方式で運行させていただきましたが、利用者からのさまざまなご意見をいただきまして、もう一度一考しましたところ、デマンド方式というものもあるということで昨年も皆さんのご意見等をいただいております。課として検討したところ、事前予約式でそれに応じて運行するデマンド方式での運行をさせていただきたいというふうに考えております。

これのスキームということでございますが、とりあえず48日間の試験運行をさせていただいて、その後、その試験運行でさまざまな問題点等が出てくると思いますが、それをさらにまた検討を加えまして、来年度以降実施、本運行するかどうかという検討もあわせてしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（松下哲也君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） その事前の要望を聞きながらのデマンド方式ということなので、どういう形式、スタイルでやるのか、もうちょっと詳しく教えていただきたいことと、これ12月に終わって、そしてどのぐらいの期間をかけて検証して、いつごろ結論を出すのかと、そのことをちょっと伺いたかったのです。

○委員長（松下哲也君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えいたします

先ほどもちょっと申しましたが、試験運行ということでございまして、どういう方法と申しますか、皆さんからどのようなご要望が出てくるかちょっとわからないものですから、そのご要望も聞いて本当にこのデマンド方式が標茶に合った方式なのかということも検証いたしまして、その後、本運行するのかどうかというのも検討させていただきたいというふうに考えております。

（「答えていない」の声あり）

○委員長（松下哲也君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 若干追加のご説明をさせていただきたいと思っております。

今、担当課長からあったとおり、試験運行の終期が12月21日ということで、予算的なことで申し上げますと、当初予算が大体もう終わっているような時期であります。ですので、新しい年度に本運行で入っていくのか、あるいはさらなる調査のための試験運行をするかという、いずれにいたしましても、令和2年度においても今年度同様、補正予算での対応というふうになっていこうかと思っております。6月あるいは9月、そういった時期に向けて、今回の調査結果をもとに、どういった市街地の公共交通網を整備していくかということをもとめていきたいというふうに考えております。

○委員長（松下哲也君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 最後の質問なのですが、やってみて、12月に終わって検証して、6月と言いましたか、今。さらに試験運行を続けるか本運行にするかという、そういう一定の結論を出すというかな、それはいつごろと考えているのかということをお聞いただけですが、6月と答えましたか。

○委員長（松下哲也君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

6月と申し上げたのは、令和2年度の取り組みのための予算を計上するとすれば、6月あるいは9月議会であろうということで申し上げさせていただきました。ですので、その前の段階では今年度の取り組みについて取りまとめを終わらせたいというふうに考えております。

（「ちゃんと答えていないと思うのですけれども」の声あり）

○委員長（松下哲也君） いいですか。

○委員（深見 迪君） 答えていない、質問に。

○委員長（松下哲也君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

調査結果の取りまとめの時期を明確に答えていないということだと思いますけれども、繰り返しになりますが、予算的に6月を目指すのであれば、今年度内には取りまとめを終わらせなければいけないというふうに思っておりますけれども、いずれにしても試験運行した結果でありますので、今の段階ではいついつという、何月何日というような明確な締め切りを持って臨んでいるところではありませんでしたので、少し曖昧な言い方になりました。6月議会に向けてということで考えると、年度内には終わらせたいという、今、意向を持っております。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 私も今の深見委員と同じ問題なのですけれども、聞くところによるとデマンド方式ということですが、私が前から、去年おととしの段階からこれをやるということの話をやっていて、本来であれば今年の3月でもって正式に発車するという形で受けとめていたのだけれども、結局は運転手がいなかったのどうのこうのという、それからアンケートをとったという段階でいろいろ前の課長から聞いていたのだけれども、またそうしたら1年たっても同じことをやるということなのか。それとも、そのデマンド方式というやつは、タクシーに電話をかけて呼ぶと、そして次の日に乗せても

らうというような形と私は聞いていましたけれども、バスということになってきたら、デマンド方式ということになると、例えばどここの場所に何人が集まってくださいというような形になるのか。どうもいつまでもずるずるやっついて、本来であればもう発車していいはずなのだけれども、また同じような結果を得て皆さんの意見を聞きながらやるのだったら、いつになったら始まるのかわからないのだけれども、この辺のところをもう少し詳しく教えてください。

○委員長（松下哲也君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えいたします。

詳しい運行の中身ということで私のほうから説明させていただきますが、デマンド方式と言われておりますこの方式は、事前予約ということになっております。通常であればデマンドタクシーというような形もあるのですが、私どもで今考えているのはデマンドのバスということで、タクシーとバスと一緒に掛け合わせたようなイメージを持っています。事前予約を電話でしていただいて、予約していただいた家の道路前まで伺って、その人を乗せて特定の決まった停留所まで運ぶというイメージでございます。自宅まで迎えに行く方が例えば2人、3人同じ便にいますとしますと、その3軒の方を乗せて、それからそれぞれの目的地の停留所まで運ぶというイメージでございます。ですから、中身的には自宅前の道路から特定されています目的地の停留所まで運ぶ、あと、その逆のパターンで、行った目的地、特定の停留所から自宅の道路前まで、あとは決められた停留所と決められた停留所の間を運行する、この3種類を組み合わせるようなイメージでございます。個人だけしか使わないというふうになるとタクシーと変わらなくなりますので、あくまでもバスという概念ですので、何人か乗り合わせて1台のバスでそれぞれ自宅へお迎えに上がって、自宅前の道路まで迎えに行って、その後それぞれおりの目的地の特定の停留所まで運ぶというようなイメージでございます。

○委員長（松下哲也君） 後藤委員。

○委員（後藤 勲君） ということは、停留所まで運ぶのはいいのですけれども、そうすると、本線に走るといのはバスが走るといことになるのですか。その辺はどうなのですか。

○委員長（松下哲也君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） あくまでも、停留所間も含めて自宅まで迎えに行くのも、全で一応バスという予定でございます。

（「いまいちわからんな」の声あり）

（「機材の大きさ」の声あり）

○管理課長（村山裕次君） 済みません。バスの定員というか、大ききなのですが、一応10人乗りのワゴン車を運行しようということで考えております。それで、何回も言いますが、自宅前の道路から決められた、例えば具体的に言いますと役場までというふうに決まっていれば、自宅前に迎えに上がって、乗せて、それから役場まで運ぶと。例えば同じ日に、日というか便なのですが、これにつきましては出発時間を決めて、その出発時間に出発するというイメージでございます。通常ですと何時何分にどこの停留所に着くというのが普通のバスの運行方式なのですが、これにつきましては、出発時間だけを決めておいて、例えば9時に仮に役場前を出発するとしたら、それ以降、予約のあった方の自宅前まで迎えに行って、その後その人が目的地とする停留所まで運んでいくというようなイメージでございます。

○委員長（松下哲也君） 後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 何となくわかるようなわからないような話なのだけれども、結局うちまで行くということは、その10人乗りなら10人乗りのバスがまず迎えに行きますよね。そして役場なら役場の前まで連れてくると。ここに置いておくということですか。置いておいて、また次の人を呼んできたときに、みんなかき集めて乗せていくよということなのですか。それとも、1本何時から何時までの区間、この大通りを走っている間に来るから、そういう小さい車でもってその停留所まで迎えに行きますよと、そこに乗せていきますよというのではなくて、あくまでもそこに1回ためるということなのかな。その辺どうなのですか。

○委員長（松下哲也君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えします。

出発時間が決まっております、バスの出発時間を決める、何時にそこに着くのではなくて、出発時間を決めて、その出発時間に決まった場所を出発する、事前予約のあった方の自宅前の道路まで迎えに行くというのが、まず。その後、その方の目的地に沿って運行をさせていただきます。例えば、9時出発の便に私が乗りたいということになりまして、私と隣の服部さんが乗りたいよとなると、9時に出発して私の家に来て、また服部さんの家に行き、それからまた第三者のCさんとかAさんという方がいて3人乗せて、目的地がそれぞれ決まったところ、役場なら役場、バスセンターならバスセンター、病院なら病院という目的地にそれぞれ置いていくと。帰りの便も、先ほども言いました出発時間が決まっておりますので、今度帰りは何時出発の便に乗りたいというふうな指示をしていただければ、例えば役場に10時の便に乗りたいというふうになりますと、役場を出発したバスが、時間は何時になるかは、先ほども言いました乗る方とかおろす方がいれば、それだけちょ

つと時間的に何時に着くというふうにはわからないのですが、イメージとしては、10時の便というと10時以降にその方を迎えに役場まで行くというようなイメージでございます。

○委員長（松下哲也君） 後藤委員。

○委員（後藤 勲君） そうすると、これだけ広い町ですから、そういう車が何台も要るということになるのか、それとも1台だけでそれを全部クリアできるということなのか、ちょっといまいちわからないのですけれども、長くなるからやめますけれども、とりあえずその後には料金の問題だとか運転手の問題だとかいろんな問題が出てくると思うのですけれども、そういうこともやはり考えての話だろうと思いますけれども、いずれにしる、できるだけ早く進めていっていただければなと思っています。

終わります。

○委員長（松下哲也君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） 今、後藤委員から料金の話もちよっと出ましたので、料金につきましては、昨年、一昨年、利用者が高齢者、障害者の交通弱者と言われる方を対象としているということで、ことしもまず試行運転の際の対象者には、同じく高齢者並びに障害者等の交通弱者と言われる方を対象にしようということで考えております。料金については、前回同様、無料として運行したいというふうに考えております。

また、1台で大丈夫かというような話も出たのですが、一昨年、昨年、一応結果を見ますと、最高1日当たり乗った人数が7人ということもありまして、10人で対応し切れるのではないかなと原課のほうでは考えております。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 12ページの企画費、19節負担金補助及び交付金、仮想道の駅フェスティバル実行委員会への補助金ですが、これの支給に当たっては決算後の支給になりますか、それとも事前支給になりますか。

○委員長（松下哲也君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

通常の補助金の取り扱いからすると、補助申請があつて、決算の報告があつて、確定後支給ということになりますので、事前に交付をして精算があつて、それから余剰が出た場合に返すという方法でなくて、通常でいくと申請があつて、その内容を可と認めた場合に交付の決定をし、事業完了後、実績報告書が出た段階で精算した格好の形で交付をするという形が通常の手続になろうかと思えます。

○委員長（松下哲也君） よろしいですか。

○委員（鈴木裕美君） はい。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） ただいまの仮想道の駅フェスティバル実行委員会補助金ですけれども、事前にいただいた資料の中に、経費の中に花火50万円というものが載っています。ただ、皆さんご承知のとおり、町内には花火は中止しますというお知らせが入っています。全体の予算規模から見ても花火に係る経費というのは割と大きくて、この分、中止のはずの事業が載ったまま補助金が算定されているのか、それとも、こちらにいただいた資料のほかに何かあって新しい事業が組まれているのかお尋ねします。

○委員長（松下哲也君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

この補正予算の算定時には花火を実施するという事業費が組まれておりました。今回資料でお渡しした部分ですが、道に申請する地域づくり総合交付金の事業実施概要書を今参考にお渡ししているわけですが、この時点では花火は一応やるということでの事業費が組まれておまして、その中から算定された今回の補助金額でございます。ご承知のように花火は中止するというアナウンスをしてございますので、町なかに張ってありますポスターにも花火の表示はございませんので、花火は事業としては行いません。

この実行委員会から出てくる事業費の内訳については、今この花火の事業費を削ったものは出てきてはおりませんので、花火にかわる何かの事業が、この金額と同額が再度事業として組まれているのであれば補助金額は変わりませんが、花火を除いた形で事業をやるとすれば総事業費の中から50万円が下がるわけですから、全てのものについて50万円がなくなった形での補助金の申請が上がるというふうに考えております。

○委員長（松下哲也君） 類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 同じく12ページの、これは総務費、工事請負費、補修工事請負費160万円、この内容、それからもう一つ、その下に諸費で過誤納還付金180万円とあります。それぞれ内容について教えてください。

○委員長（松下哲也君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えいたします。私のほうから、財産管理費のほうの工事請負費ということで説明させていただきます。

まず、これに関しては、以前、磯分内に東団地がありまして、その東団地はもう壊してしまっただけですが、その土地を譲渡した雪印のほうから、出入り口用として使っていた取っつけ道路が撤去できないかということで依頼があったものです。この撤去については、

今後、雪印が今の現工場を建てて、その後、新たに取りつけ道路をつけたいということで開発に要望に行ったのですが、先ほど言った旧磯分内東団地のときに使用していた取りつけ道路がありますよということで、まずその取りつけ道路を撤去していただけないと許可できないというようなことで、雪印メグミルクさんのほうから協議をいただいております。そこで、過去に東団地の出入り口として使っていました取りつけ道路2カ所を撤去するための工事費用ということで上げさせていただいております。

○委員長（松下哲也君） 税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） お答えいたします。

過誤納還付金につきましては、現年度以外、平成30年度以前の収入に係る部分の還付が生じた場合にこの還付金を利用してお返すするわけですが、当初予算290万円ついておりましたが、既に270万円執行しております、過去の状況を見て、今後発生する還付金に備えてその金額を補正したということでもあります。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

熊谷委員。

○委員（熊谷善行君） 15ページの一番上、2項清掃費の1目清掃総務費のところでは合併処理浄化槽設置整備事業補助金、これは多分、当初より足りなくなってきたから上げたのかなと思ったのですが、どういう内容か教えてください。

○委員長（松下哲也君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

当初予算で見ていた補助すべき基数でございますけれども、16基を予定しておりましたが、現在、今年度中に見込みとして4基ふえるということで、20基分を今回補正予算を組ませていただきました。

なお、この中で一応浄化槽につきましては5人槽、7人槽、10人槽がございますが、この区分につきましても見直しを図る中で350万円ということでの補正を組ませていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（松下哲也君） 熊谷委員。

○委員（熊谷善行君）　ということは、今年度はもう20基で終わりということですか。例えば、これからまだ新築等の話があった場合には、どのように対応されるのかお聞きします。

○委員長（松下哲也君）　住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）　合併浄化槽につきましては、国の交付金を受けて実施しているものでございまして、今後、国の追加要望等の部分の関係もございしますが、現状、今把握している分で4基プラスということの20基で対応したいと思っております。さらに新たな部分が出てきましたら、現段階では難しいというような判断をしたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（松下哲也君）　熊谷委員。

○委員（熊谷善行君）　一番最後の話なのだけれども、現段階では難しいというのは、例えば申請があってもそれに対する補助はできないということなのか。例えば、これから新築するのに補助申請が上がったときに、もう20基で終わっているのに受け付けないのか、それとも申請は受けるけれども補助金は後になるとか、そういうことなのか。

○委員長（松下哲也君）　住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）　お答えいたします。

設置者から相談があったときには、その旨相談を受けながら対応したいというふうに思いますが、現状では設置したいと申請があった場合には受けられないというような状況になるかというふうには思って、申請自体を受け入れないかなとも思っております。

（「申請を受け入れない。いいです、わかりました」の声あり）

○委員長（松下哲也君）　ほかにご質疑ございませんか。

類瀬委員。

○委員（類瀬光信君）　塵芥処理費の工事請負費、解体工事請負費7,040万円増額になっています。そのことについてご説明をいただきたいのと、その下、ストックヤード建設工事請負費650万円が減額になっています。これに関しても、あわせてご説明をお願いします。

○委員長（松下哲也君）　住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）　お答えいたします。

解体工事請負費という部分につきましては、旧焼却炉にかかわる解体工事でございます。ストックヤード建設工事請負費につきましては、マテリアルリサイクル推進施設ということの工事請負費でございまして、まず解体工事請負費の7,040万円の増額につきましては、本年、当初予定しておりました解体工事につきましては、5月13日に本工事の入札予定をし

ておりましたが、4月中に入札案内を発付したところ、指名業者5社が全社入札辞退をしたというところをごさいますて、5月10日に入札取りやめの決定をいたしました。その主な理由としましては、配置できる技術者が困難であるとの理由から全社辞退したというような状況でございます。

これを受けまして、課内、住民課サイドでいろいろと道との協議、それから関係課との協議を続けていく中で、まず、この循環型社会形成推進交付金、これとの兼ね合いから、再度業者を入れかえて改めて参考見積もりを徴取するという事態になりました。その後、新たに受けた見積額をもって環境省への交付金の追加要望というような流れでこの間動いておまして、環境省との協議が調いましたといいますか、8月下旬に内示を受けたところでございます。それで今回の補正となったわけでございますが、当初予定していた予定価格と今回新たに算出した予定価格の差についての補正分が解体工事の7,040万円ということでございます。

それから、ストックヤード建設工事請負費の650万円の減額につきましては、当初この設置工事につきましては、今年度と来年度2カ年の継続費を組ませていただきました。今回、解体工事が終了しなければこの建設工事が着工できないことから、現状工期がおくれている状況を鑑みますと、この建設工事は来年度以降になるという判断をいたしましたので、本年度分の工事請負費650万円を減額にさせていただきたいというようなものでございます。

以上でございます。

○委員長（松下哲也君） 類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 当初予算を計上するに当たっての見積もりをそういった専門の業者さんから徴取して当初予算を組んだ、しかしそれに対して、それでは無理だということで見積もりを取り直した結果、7,000万円差額が生じたということなのだろうというふうを受けとめたのですが、そうすると、そもそも最初の見積もりを徴取する段階で何か選考の基準なりとか、そういったものに不足とか不備とか、そういうことが結果としてあったということになるのでしょうか。

○委員長（松下哲也君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） 基本的な考え方としましては、当初の見積額の徴取については不備はなかったというふうには考えておりますが、今回指名した業者が辞退した理由が、そのほとんどが配置できる技術者が困難であるというような理由からでございます、そういった辞退理由で、また同じ業者を指名する考えになりませんでしたので、改めて業者を全て入れかえて、事前にもらっていた業者から見積もりとはかなり、同じような額には

ならないだろうというような判断で改めて指名した業者に参考見積もりをいただいたということで、その結果として、こういった差額が出てしまったというような状況でございます。

○委員長（松下哲也君） 類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） ちょっと課長の説明のペースに私の耳がついていかないところがあるのですけれども、要するに当初案内した入札業者のほうで辞退した理由というのは、技術者を配置できないということを皆さんがおっしゃったということというふうに理解しました。改めて見積もりを違う業者さんからとり直したところ、7,000万円ふえたと。この7,000万円ふえている分、当初の見積もりと、やることというか、それに差はあるのでしょうか。

○委員長（松下哲也君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

当初見積もりを依頼した事業者に対する見積もり依頼のための仕様書と今回改めてし直した業者への見積依頼書は、基本的に内容は変わりはありません。仕様書による発注方式でございますので、その仕様書を確認した中で各業者がどういったような算定をするのかということは、ばらつきがあるというような判断をしております。工期がずれ込むという形の中で若干そういった見積額に差があるのかなというふうには考えておりますが、基本的には業者が見積もった額というようなことでございまして、基本的にやることは変わらないというふうに思っております。

○委員長（松下哲也君） 類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 確認。

（何事か言う声あり）

○委員（類瀬光信君） いや、大体わかりましたから。

つまり、仕様書の内容に関しては、特に差異はないと。しかし、当初の1億3,000万円を切る金額に対して7,000万円ふえるというのは、これ尋常ではないのではないかなと思うのです。それ、町の担当として、同じ内容に関して、工期は若干ずれるかもしれないということはあるにしても、1億3,000万円がプラス7,000万円ですと2億円になるということに関して疑問は抱かないわけですか。

○委員長（松下哲也君） 類瀬委員、これ以上の質問になりますと総括でやったほうがよろしいかなと思いますけれども、どうですか。

○委員（類瀬光信君） いえ、今のを答えていただければ、それでいいです。

○委員長（松下哲也君） これでいいですか。最後ですか。

○委員（類瀬光信君） はい。それが正常だと思っているかどうかということで。

○委員長（松下哲也君） それでは、住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

この部分につきましては、専門コンサルの意見も拝聴しながら決定している部分でございますので、担当としては、この額でいくという判断にしかならなかったということでございます。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 昨日の全員協議会でご説明をいただきましたが、作成委託料の関係で1,400万円というふうに伺いましたが、これの積算根拠といえますか、1,400万円というのが作成委託料として妥当なのかどうかというのを感じますので、まず伺っておきたいと思えます。

○委員長（松下哲也君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えいたします。

今回、積算された内容のことでございますけれども、国交省の告示に「建築士事務所の業務報酬算定指針」というものがございます。その指針に基づいて積算された内容でございます。例えば建物の面積とか建物の業種等によって算定されるという部分でありまして、それにその指針で示されている直接人件費等を算定されて、こういう金額になってきたということになっております。

○委員長（松下哲也君） 鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 1,400万円という金額、今わかりましたが、大きい金額であるというふうに考えますけれども、これを委託するに当たっての契約というのはどのようになりますか。

○委員長（松下哲也君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えいたします。

今回の業務の契約に当たりましては、相手方の技術力あるいは経験等を勘案して、1社

特命の随意契約という形で契約を進めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（松下哲也君） 鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 特命の随契ということですね。それは、随契の中にはそういう特命というのがあるのか、確認だけしておきたいと思います。

それと、やっぱり作成される委託に当たっては、先ほど、きょうの新聞にもビジョンは白紙だというふうにも書かれておりましたが、町の委託者に対して、こういう形でもってお願いをしたいというような、そういう思いというのは、私はしっかりと確立しておく必要があるのではないかというふうに思いますが、その辺を伺っておきたいと思います。

○委員長（松下哲也君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えいたします。

まず、契約の関係の部分のことをお答えさせていただきたいと思いますが、この随意契約に当たりましては、地方自治法施行令第167条の2第1項の第2号という規定がございまして、契約の性質または目的が競争入札に適しない契約という条項に合致させて契約を進めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（松下哲也君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今、鈴木委員のほうから、町がしっかりした考えを持ってこの執行に当たらないのかという話がございましたが、基本的なフレームは提示する予定でいます。ただ、細かい内容までについては、それは専門的な方のいろんなアドバイスを受けながらつくり上げていくという形を考えておりますので、フレームとしては、さっき積算根拠の例えば面積にしても、今のかや沼と同等程度ということで積算をしていただいたということでもありますので、それよりも例えば大型のホテルになるとか、そんなことは想定していないです。あくまでも現状の中で皆さんがどういう形で、今、町民の利用とか、いろんなことのご希望もございまして、ただ一方で、憩の家かや沼の、これからやはり釧路湿原の中の唯一の施設、ホテルとしてのビジョンをしっかりと出していきたいということで今回提案したいということで、その部分の基本的なフレームについては、業者のほうに示していきたいと思っています。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） 16ページ、2款2目の15節工事請負費、補修工事請負費の7,000

万円についてですけれども、今、建設課の方がパトロールで巡回して歩いておられますけれども、巡回の中からさまざまな道路の破損とか、そういうものが発見された、そういうこともここに予算化されているのでしょうか。

○委員長（松下哲也君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） パトロール結果について反映されているかというご質問でございますけれども、巡回パトロールにつきましては毎月2回定期的な巡回をしております、その中で舗装補修につきましては、特にパンクとかを起こしそうな危ない路線とかについては、舗装のオーバーレイの補修をするとか、そういう費用は積み上げて計上しております。

○委員長（松下哲也君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） そういう意味では、この工事請負費については、年度中に発生するであろうそういうものも、ある程度想定した予算化をしているのでしょうか。

○委員長（松下哲也君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 内容でいきますと、舗装補修に関して新規・継続を合わせて11件、道路補修8件の、合わせて19件の改良工事のほか、通常そういう部分でパトロールによって発生する緊急の道路補修工事部分も含めた金額を計上させていただいております。

（「よろしいです」の声あり）

○委員長（松下哲也君） ほかにご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、9款消防費について質疑を許します。

ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、10款地方交付税から21款町債まで一括して質疑を許します。

ご質問ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。

ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

館田委員。

○委員（館田賢治君） ここでちょっと2点聞きたいと思っておりますけれども、この臨時財政対策債の関係でございます。

この臨時財政対策債、かなりいろいろと見直されてきて、この対策債が出てきているわけでありましてけれども、基本的には、いわゆる財源不足を補うというか、そういう形で国や地方自治体が折半だとか4分の1だとかというようなことで流れとして来ているわけでございますけれども、この臨時財政対策債というのは借りた分のどの程度の償還が町が責任を持つことになるのか、それも全面的に責任を持たなくてもいいものなのか、それをまず1点お聞きしたいということと、この臨時財政対策債の償還が、今回例えば公債費のいろんなものが支出で出ておりますけれども、この元利償還についてはどんなような形の中で償還をされていくようなことになるのか、この2点をお聞きしておきたいと思っております。

○委員長（松下哲也君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

1点目の臨時債の借りた分、町の負担はどのくらいになるのかというお尋ねであったかと思うのですが、一応100%交付税の算入措置はされると、交付税の算入上、100%計算されるということでございますので、この考えからいくと町の実質負担はゼロという形になろうかと思っております。この起債の目的自体が地方交付税の減収分を補うための起債ということもあって、そういうふうな算定の仕方になっているかと思われまして。

それともう一点、臨時債の元利償還はどのようになっているのかというお尋ねであったかと思うのですが、この償還の方法のところにも書いておりますけれども、政府資金による融資ということであれば、一応は20年の償還期間ということになっておりまして、10年後に利率の見直しということになっているということでございます。

○委員長（松下哲也君） 館田委員。

○委員（館田賢治君） 元利償還のときの、例えば政府資金20年だから20年で、その償還をされるときに、これ例えばことし借りた金が20年なら20年そういうふうに計画されていくのであれば、その元利償還をされるときの財政の措置、これは予算書に出てくる公債費の支出の中で元利償還が出てくるのですか。それとも、別な計算方法で元利償還になってくるのですか。今の説明が間違っているのではなくて、プラスもう一つ深掘りをしていただきたいのですが、償還のときのそういう計算のやつは、単純に元利償還が来たからというわけでは、この臨時財政対策債はそうだというふうには理解していなかったのでは

すよ。これ地方財政法か何かも絡んで特例な地方債だというふうに理解しているものですか、何かそこに計算の方法が生まれているはずなものですから、それをどんな方法で元利償還の算定をしているのかと、今こうやって聞いているの。

○委員長（松下哲也君） 休憩します。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時52分

○委員長（松下哲也君） 休憩前に引き続き会議を行います。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。大変勉強不足で、なかなかすぐお答えできないことをお詫びいたします。

一応、償還に際しては、この臨財債も20年償還であれば毎年公債費の中に、理論上、借りた額の20分の1ということで毎年毎年公債費で予算計上して、支払いをしていると。交付税措置については、その毎年の元利償還分について理論上は交付税算定措置されて入ってくるということになってはいますが、その年に支払う額と入ってくる額は、計算上は、物が必ずしも一致しているわけではないので同額にはなっていませんけれども、建前といいますか、理論上は一応、交付税の算定は100%で充当率も100ということでやっておりますので、先ほどお答えしたように実質町負担はゼロという考えになるということでございます。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、以上で議案第53号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第54号、介護保険事業特別会計補正予算、第1条、保険事業勘定歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、保険事業勘定歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、第2条、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正、

歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(松下哲也君) なければ、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員(鈴木裕美君) 歳入の一般会計繰入金の考え方ですけれども、歳出においては送迎バス車両購入ということも500万円載っておりますが、それに充当させるというふうを受けとめてよろしいのでしょうか。

○委員長(松下哲也君) 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長(石塚 剛君) 答えいたします。

基本的にはそのような考えでございます。総体で、道の交付金とかもありますので、差し引いた中で不足分を一般会計から繰り入れているという状況でございます。

○委員長(松下哲也君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(松下哲也君) なければ、議案第54号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

以上で議題2案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時57分

○委員長(松下哲也君) 休憩前に引き続き会議を行います。

続きまして、議題2案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

類瀬委員。

○委員(類瀬光信君)(発言席) まず、私は、下水道によらないし尿処理の過程で発生する脱水汚泥の処理について伺います。肥料法に基づいて適宜処理されているものと思っておりますが、その内容について伺います。

まず1点、肥料法に基づいて受けている許可の内容について。

2点目、処理方法の概要について、どこでどのようにされ、最終的にどういったことになっているかということです。

それから3番目、含有重金属については追跡調査というものが行われているでしょうか。以上、3点です。

○委員長（松下哲也君） 休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時00分

○委員長（松下哲也君） 休憩前に引き続き会議を行います。

類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） ただいまの私の質問の内容、交付金以外のことに及んでしまいましたので、訂正いたします。

続いて、憩の家かや沼の今後に関することでございます。基本設計のお話が出ていましたので、そのこととあわせながら質問したいと思います。

私自身は、憩の家かや沼が早期に再開されるということを、多くの町民もそうであるように私も早期に再開されることを希望しているわけですが、ただ、現状において、会社の清算、そういったこと、それから解雇した職員のその後について、それ以外のことについても先にまだ今やらなければいけないことというのがあるというふうに思うものですから、まず現状で基本設計よりも先にしなければいけないのではないかと思うことについて質問させていただきます。

まず1番目、解雇した職員の再就職についての対応について、一般質問に答える形でも回答はされているのですが、例えば情報の提供であるとか相談には応じる用意があるとか、そういった内容を倒産して以降毎回聞いているというふうに思うわけですが、要するにそういった対応がお答えも含めて形骸化しているのではないかなと、実質何かをしているということがないというふうに、これまでの回答を聞いて思うわけです。

標茶町の土建業者で早くに商売を畳んだところの例で言うと、担当の職員は、社員の最後の一人が就職が決まるまで、ずっと就職のあっせんであるとか雇用の依頼であるとか、そういったことを全てやって最後に自分の仕事を決めたという、そういった会社もございます。民間と、それから観光開発公社がなくなって町という立場にはなりませんけれども、まず解雇した職員のそういった手当、もっとやりようがあるのではないかなと、そんなふうに思っているので、今までのような情報提供、それから相談には応じますよというこ

と以外に何か手だてがないのかということをお尋ねします。

そして2点目、基本設計にもかかわってくると思うのですが、平成30年度に……

(「一つ一つ」の声あり)

○委員(類瀬光信君) 一つ一つ、はい。では、まずそれを。

○委員長(松下哲也君) 副町長・牛崎君。

○副町長(牛崎康人君) お答えいたします。

会社の従業員の皆さん、まだ再就職をされていない方々へのご配慮については、これまでも何度か議会の中でご質問を受けましてお答えしておりますが、委員ご指摘のような回答しかできておりませんで、その部分のご指摘かとは思いますが、基本的には、この場には会社の社員はいないということで、会社の取り組みについてはお答えしかねるところがまず1つあります。

その中で現実的に公社、実質破綻という状況の後に何ができるかということで、町の本来的な雇用対策ということで観光商工課が就職等のあっせん・紹介等の業務を執り行っているところであります。仕事を紹介しても、なかなかご本人のご希望に沿わなくて、いまだに就職できないでいる、そういうような状況にあるというふうに理解しておりますけれども、現状、例えば町が募集する臨時職員の職にあきがありまして、そこに十分対応できる、そういう状況であれば、そういうところも提供ということは早い時期では考えていたのですが、その時期にはご本人たちはそのことを望まれなかったということで、年度途中ではそういうことも難しい、また、もちろんなのですけれども、いかに町の臨時職員であっても、そういったことを考慮して優先的にというふうには原理原則からするとなかなか難しい、当然選考等の結果その方が選ばれたという形がとられなければ町が雇用できなかったという、そういうこともご理解いただきたいと思っております。

委員ご指摘のように何か手だてがないのかということについては、十分担当課でも考えた上で、なかなかないということで、いわば苦しい答弁を続けてきているのですけれども、そういう現状にあるということをご理解いただきたいと思っております。

○委員長(松下哲也君) 類瀬委員。

○委員(類瀬光信君) 副町長のお答えの中に、この場には観光開発公社の職員はいないのでという前置きがありました。そこが結局のところ、そういった対応のもとになっているのだなということ、丁寧なお言葉の中ではありますけれども、感じざるを得ません。実際のあっせん・紹介についても、恐らくハローワークの情報の提供であるとか、そういったことというふうに今までお答えをいただいていたように思うのですが、できるだけハローワークに例えば募集をかけていないような町内の情報ですとか、それから人づてに紹

介していただいて、それを採用したいというような、そういったことなどももちろん各事業所の中にはありますので、ぜひそういったところまで範囲を広げていただいて、一日も早く元公社職員の再就職が決まるように努力していただきたいと思います。いかがでしょう。

○委員長（松下哲也君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えいたしたいと思います。

これまでのかかわり方についてのご質問ということですのでお答えしたいと思いますけれども、委員言われたようにハローワークの情報、あるいは倒産してすぐ町内の同じような宿泊業の会社にも実は連絡を入れさせてもらって、そういう募集がある際には役場に連絡が欲しいということで連絡はしてあります。そして、町内の業者のそういう紹介も実はこの間してございます。ですけれども、ご本人のその辺は事情がありまして、現在、就職には至っていないというようなことになっているかと思えますし、また、前から直接実は連絡を入れさせてもらって、ご本人たちと連絡をとるような形もとっておりまして、今後もし引き続き就職されるまで対応は続けていきたいというふうに思っております。

○委員長（松下哲也君） 類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） よろしくお願ひします。

2番目、基本設計以前にきちんと検証しておかなければならないことがあるということで、全員協議会の場面でもお話をさせていただいていることではあるのですが、平成30年度の長寿命化計画というか調査の中で、もしかしたら調査されていることかもしれませんので、そのことについて1つ確認しますが、憩の家かや沼の温泉の排水の状況については、長寿命化に向けた調査の中で行われているかどうか。

というのは、憩の家かや沼開設当時に受けた許可というものが、今現在の湿原に関する監視の高まりなどの中で、現状の温泉排水の状況というのが果たしてそのままの状況で営業にたえ得るかどうか、そういったことに関して調査されているかどうかをお伺いします。

○委員長（松下哲也君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えしたいと思います。

平成30年度に行われた長寿命化の業務の中では、その排水の部分には触れられておりません。

○委員長（松下哲也君） 類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 以前、この点については、そういったことが必要でないかということをご指摘させていただいているのですけれども、これはそういった国立公園内という特殊な環境にある温泉施設にとって、温泉給水と同時に排水は生命線でございますので、

このことについてきちんと早急に調べていただくようお願いいたします。調査していただけるでしょうか。

○委員長（松下哲也君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

ご指摘の内容について調べたいというふうに思います。

○委員長（松下哲也君） 類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） かや沼についてもう一点、これも基本設計の作成以前にはっきりしていなければいけないことと思うのでお伺いしますが、茅沼地区における飲料水の確保について、これは旧憩の家に限らず飲料に適さないというふうなことを当局から言われている、そういう状況があります。要するにpHがアルカリ性にひどく傾いていて……

○委員長（松下哲也君） 休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時16分

○委員長（松下哲也君） 休憩前に引き続き会議を行います。

類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 茅沼地区につきましては、上下水道が通っていないということで、掘り抜きの井戸を利用しております。そういったものに関しても、その性質であるとか、そういったものを事前にきちんと調査した上で開業に向けての計画を立てていくというような、そういう慎重さが求められると思うのですが、その点についてどのように考えているかお伺いします。

○委員長（松下哲也君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えいたしたいと思います。

基本計画策定に当たりましては、今、委員ご指摘があったような部分も含めまして調査しながら進めていきたいと思っております。

○委員長（松下哲也君） 類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 憩の家のことについてこれが最後ですけれども、いろいろ急いで考えるべきことがあるのではないかという中で、今、最も私が急いでやっていただきたいなど思っていることをございます。それは、国道沿いに立っている「ようこそ憩の家へ」という40年以上を経過した看板の存在であります。

確かに閉館中であることの案内とかはされているのですけれども、実際にはあのインパ

クトのある看板を見て今でもお客さんは憩の家に到達しておりますし、そもそも開業当時から看板でございますので、その耐久性とかについても非常に倒壊等について危惧しているところでございますので、まずはこういったことについて迅速に対応していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（松下哲也君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えしたいと思います。

現地を確認しながら、その部分の対応については検討させていただきたいと思います。

（「以上で質問を終了します」の声あり）

○委員長（松下哲也君） ほかにご質問ございませんか。

黒沼委員。

○委員（黒沼俊幸君）（発言席） それでは、私は、商工観光費の作成委託料に触れながら質問をいたします。

初めに、3月11日、憩の家かや沼が破産をしたと。続いて、6月には清算管理人の弁護士がございまして、負債の額が私の知っていることでは約4,900万円になっているとの報告を受けておりますが、この情報は正しいのかどうか、ひとつお知らせをいただきます。

○委員長（松下哲也君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えしたいと思います。

6月25日に行われた債権者集会の結果につきましては、当日配付された資料をもとに数字をご報告しておりますので、間違いのないものでございます。

○委員長（松下哲也君） 黒沼委員。

○委員（黒沼俊幸君） その後、債権者会議はまだ開かれたというふうには聞いておりませんが、いろいろ情報を注意しておりますと、今年の12月には次の段階の報告がされるというふうに聞き及んでおりますが、これは現在、公社の株主の方は解散の通知は何かもらったとかという話もあるけれども、実際に清算管理人から協議の案内は来ていないということですか。これも事実ですか。

○委員長（松下哲也君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えしたいと思いますけれども、黒沼委員……

（「休憩したほうがいい」の声あり）

○委員長（松下哲也君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時24分

○委員長（松下哲也君） 休憩前に引き続き会議を行います。

黒沼委員。

○委員（黒沼俊幸君） 答えたくないということなので私は理解に苦しむのですが、町が51%ぐらい、今まで、当初設立したときの株主さんが49%ぐらい、その方々が憩の家はどうするのだと、何にも通知がないからいつまでどうなのだろうということであるものですから、私が年内には弁護士さんのほうから裁判所を通じて報告があるのかなということ、それには答えたくないということだから。

こういった町民の声が私のところにたくさん届いております。これは、きのう唐突に、もう9月3日に配付された資料の中に、私も目を通してこれは何だろうと思ったのですが、この作成委託料が出てきまして、この2日間しかない議会開催中に町長から説明をするということで、私はこれにはすごく異議がございます。そういった前段に町民の方にお話をし、例えば債権放棄をする、1回目の方々、関連した取引先の方は債権放棄されたようですけれども、今度、株主の方とか一般、これから町民の方々に、ただ温泉を利用したい、早く開いてくれと、それは私も地元でいっぱい聞いています。そんなことばかり言って、次に再建するというようなことを前提にこの資料作成を専門家に依頼する、このことは私は順序が違うのではないかと、このようにずっとこの資料が届いてから考えておりましたので、これについての考え方を町長でも商工観光課長でもいいからお答えいただきたいと思います。

○委員長（松下哲也君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

関係する方々へのお知らせなのですけれども、まず株主に対する説明会というものを開かせてもらっております。また、その内容については、概要ではありますけれども、広報しべちゃで流れを内容について周知をさせてもらっております。また、さきの全員協議会あるいは今定例会に当たっての行政報告の中で、これまでの破産処理の状況についてお知らせをさせていただいております。内容については、財団債権と一般債権を合わせてまだ不足するというところであります。

また、委員ご指摘の株主については、この債権に含まれるものではなく、会社がなくなれば当然株式がなくなってしまうという状況でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（松下哲也君） 黒沼委員。

○委員（黒沼俊幸君） わかりやすい説明で、私もそうだろうなというふうに思います。

しかし、10万円ぐらいの小規模の株主から、恐らく数十人はおるのだろうなと、その方々はほとんど標茶の方かなと私は一度総会に行った方からお話を聞いて情報を得ていますが、今、町長がいきなり1,400万円で白紙から今後の憩の家のある方からまでずっと専門家に依頼をするための費用を認めてくれ、こういうことは私は順序が違うのであって、そんなに泡食って、8月5日に最初にお話があって、9月3日に議員に資料が配付されて、そしてこの2日間、3日間で、そんなものではないのではないかとというのが私が、私もいろんなことに首を突っ込んでおりますが、こういう協議の進め方は初めてです。もっと親切に、大勢の方が再開を願っているのだったら、そういう方々に集まっていただいているいろいろな情報を、12月までいろいろ裁判所のほうもはっきり、説明は延びると思いますから、十分な時間が必要ではないですか。私は、今回の商工費の提案には納得いきませんので、再度そのことについて納得いく説明をできればしていただきたい、このように思います。

○委員長（松下哲也君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 公社からの報告の内容、それから、それを受けての町の取り組みについては、先ほど副町長から説明させていただいたとおりでございます。その中で公社の管財人のほうから、6月の債権者の会議の席上で、以降については再建の取り組みを行っていいですよということの報告をいただいておりますので、それ以降、再開に向けての協議を進めてきたところでございます。それで、多くの町民の方、2,000筆以上の署名をいただいておりますので、できるだけ早い時期にやはり青写真をしっかりつけながら、いろんな皆さんご心配されていることもたくさんあるのは承知の上なのですが、できるだけそこに着手しながら進めていきたい、そういうふうに決断させていただきましたので、今回提案をさせていただいたところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（松下哲也君） 黒沼委員。

○委員（黒沼俊幸君） 途中で私の発言をとめられたことにすごい不満を持って、きょうはこの程度で質問を終わります。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊定之君）（発言席） 私は、道路の維持管理について質問いたします。

とりわけ私の住む虹別地域の道路についてでありますけれども、近年、幾度か質問したのでありますけれども、砂利道路の維持管理であります。これを例年、春先等にグレーダーをかけて道路をならしていただいているということは理解しているのですけれども、そ

のにより路肩がだんだん高くなり、道路が低くなり、春先、その低くなったところに除雪した水がどんどん低いところに寄ってきて、非常に通行に困難を来しているという実態があります。

そういう意味で、先ほど巡回しているというお話もありましたけれども、巡回しながらのそういう情報はどのように集約しているのかお聞かせください。

○委員長（松下哲也君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 委員ご質問の砂利道路の維持管理、路肩が高くなって路盤が低くなっている状況の関係なのですけれども、グレーダーをかける路線については、どうしても路肩の部分に土なり砂利が寄って、路盤の部分が低くなるという状況は確かにございます。それで、パトロールなりグレーダーの作業をしているところで水たまり等を発見した場合においては、水切り等の実施を行うとともに、水のたまる低目の部分については、砂利を補充しながら路面整正をかけている状況でございます。

今後、地域からの要望等もございませうけれども、路線によっては、この路線、砂利が少ないので敷いてくださいとの要望がございませうので、そういう要望にも応えながら維持管理に努めていきたいと思ひますので、ご理解をお願いいたしたいと思ひます。

○委員長（松下哲也君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之） そういう地域の要望を聞きながらというお答えでしたけれども、非常に砂利の敷き方が薄くて結果的には毎年同じような状況になるという声もありますし、そういう意味では、地域の方のそういう声を聞いて、もう少しここは厚く砂利を敷いたらいいのではないかなという地域の声なんかを聞いて対応できる、そういう考え方はありますか。

○委員長（松下哲也君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 砂利の厚さ等につきましては、なるべくグレーダーをかけたときに土が出ないような状況を目指して維持管理をしているのですけれども、地元から例えば少しみやすいところなので厚く敷いてくださいとかという要望があれば、それに応える形で作業を実施していこうと思ひっております。

○委員長（松下哲也君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之） 私の居住する虹別地区のそういう道路状況が非常にあるのは、作業道がそういう状況にあるということで、今もうそろそろ2番草の収穫も終わって、そういう道路状況を把握して対応をしていただく、またはどういう対策が必要なのかということも検討できる時期だと思ひますので、その辺も対応していただきたいというぐあいに思ひます。

そして、ちょっと個人的な部分にもなるのですが、上虹地区の59線、18号、この道路が非常に春先、困難な道路状況になるということは承知していますか。

○委員長（松下哲也君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 委員の今ご指摘あった路線、59線の18号、59線から鳥海側に向かう虹別18号線かと思うのですが、車道幅員4メートルの砂利道です。その部分につきましては、冬期間、物すごい地吹雪が起きる、吹きだまりの起きる道路なのですが、その部分については、除雪によって雪が道路脇に堆積されることによって排水が悪くなって、いわゆる春先に道路が緩んで、大きい車が走ると道路がうむということは予想されます。その部分におきまして、現在も先ほど申しましたように低目の水のたまる場所に砂利を充填しながら対策いたしておりますので、今後、例えば除雪するとき水が抜けるような雪の切り方とかを研究しながら対策をしていきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○委員長（松下哲也君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之） そういう意味では、その道路を利用されている地元の方の意見も聞いて、その対応に当たっていただきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） 討論はないものと認めます。

これより議題2案を一括して採決いたします。

議題2案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○委員長（松下哲也君） ご異議がありますので、議題2案は、それぞれ起立により採決いたします。

初めに、議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（松下哲也君） 起立多数であります。

よって、議案第53号は原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（松下哲也君） 起立多数であります。

よって、議案第54号は原案可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（松下哲也君） 以上で議案第53号・議案第54号審査特別委員会に付託された議題の審査は終了いたしました。

これをもって議案第53号・議案第54号審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 2時39分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

菊 地 誠 道

年長委員

黒 沼 俊 幸

委員長

松 下 哲 也